

新党設立にあたっての代表及び党名選挙規定（案）

（目的）

第1条

1. この規定は、新党の綱領に賛同した者によって設立される新党の代表を選出するとともに党名を選定する選挙について、必要な事項を定める。

（任期）

第2条

1. この規定によって選出される新党の代表の任期は、2022年9月末日までとする。

（選挙管理委員会）

第3条

1. 選挙に関する事務全般を管理するために、選挙管理委員会（以下、「選管」という）を設置する。
2. 選管委員は、新党所属宣誓書を提出した国会議員の中から、立憲民主党、国民民主党の幹事長が推薦する各2名、社会保障を立て直す国民会議、無所属フォーラムの幹事長が推薦する各1名計6名で構成する。
3. 選管委員長は、選管委員の中から互選によって選出する。
4. 選管の運営は委員の合議を原則とするが、委員長の判断で採決を行うことができる。
5. 選管委員は、公正中立な立場で職務を行い、第6条に定める新党代表候補者の推薦人になることはできない。また、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。
6. 選管は、必要に応じて選挙に必要な細則を定め、各党・会派事務局員の内から選管事務局を任命する。

（有権者）

第4条

1. 選挙の有権者は、新党の綱領に賛同し、新党所属宣誓書を提出した国会議員とする。
2. 前項の新党所属宣誓書を 〇〇日までに選管に提出することにより

投票を行うことができる。

(選挙の期日及び告示日)

第5条

1. 選挙の期日及び告示日は、立憲民主党、国民民主党、社会保障を立て直す国民会議、無所属フォーラムの幹事長が定める。

(候補者)

第6条

1. 新党代表候補者となることができるのは、新党所属宣誓書を提出した国会議員とする。
2. 新党代表候補者は、選挙の告示日に、新党所属宣誓書を提出した国会議員 20 人以上の推薦状を添えて選管に届け出ることを要する。
3. 前項以外に立候補届出に関して必要な事項は、別に選管が定める。

(政見)

第7条

1. 新党代表候補者は、国政に関する政策及び党運営に関する方針など政見を明らかにし、また、新党の党名を提示し、選管の定める方法によって有権者に知らせることとする。

(代表選出投票)

第8条

1. 新党代表選挙は、新党代表候補者に対する有権者の投票により行う。
2. 有効投票数の多少によって当選者を決定する。
3. 新党代表候補者が1名である場合には、新党所属宣誓書を提出した国会議員による総会における承認をもって選挙に代える。この場合には、新党代表候補者が提示した党名を新党の党名とする。

(決選投票)

第9条

1. 新党代表候補者が3名以上である場合であって、開票の結果、有効投票の過半数を得た新党代表候補者がいない場合には、上位2名に対する決選投票を行い、当選者を決定する。
2. 候補者2名に対する投票数が同数であった場合は、決選投票を行い、当選者を決定する。
3. 決選投票は当選者が決定するまで行う。

(党名選定投票)

第 10 条

1. 有権者は、新党代表選挙の投票用紙の定められた場所に、党名を記載することとする。
2. 最も多く記載のあった党名をもって新党の名称とする。
3. 最多記載が複数あった場合は、それらで決選投票を行い決定する。
4. 決選投票は当選が決定するまで行う。

(開票)

第 11 条

1. 開票は、選管の監督の下に行う。
2. 開票に伴う無効票、疑問票の判定及び処理は、新党代表選管が行う。

(投票の秘密)

第 12 条

1. 選管は、投票および開票にあたって、有権者の投票の秘密が守られるよう、最大限の配慮をしなければならない。

(代表候補者等の選挙運動)

第 13 条

1. 新党代表選挙の選挙運動期間は、告示日から全ての投票が終了するまでとする。
2. 選挙運動は、選管が別に定めるものを除き、原則として自由とする。
3. 新党代表候補者及び選挙運動に従事する者は、選挙に関して買収若しくは供応又は新党代表候補者の名誉を傷つける行為を行ってはならない。
4. 選管は、前項の行為が行われたと判断した場合には、その事実を公表するとともに当該行為の中止勧告等を行うものとする。
5. 有権者は、新党代表候補者又は選挙運動に従事する者の選挙運動における違反等を知った場合には、速やかに選管に報告しなければならない。

附則

第 1 条

1. 本規定は、立憲民主党、国民民主党、社会保障を立て直す国民会議、無所属フォーラムの幹事長が定める日より施行する。